

東日本大震災への対応として考えられる法改正事項

- ※ 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定のない措置については、「(新)」と記載。
- ※ 内容については精査中であり、今後変更があり得る。

I 施設補助関係

1 医療機関の災害復旧に関する補助

災害地域における医療機関の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2）を引き上げる。

- ※ 阪神・淡路大震災の際は、最大で 2 / 3 まで引上げ

2 保健所の災害復旧に関する補助（新）

災害地域における保健所の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2）を引き上げる。

3 火葬場の災害復旧に関する補助

災害地域における火葬場の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2）を引き上げる。

- ※ 阪神・淡路大震災の際は、2 / 3 に引上げ

4 水道の災害復旧に関する補助

災害地域における水道の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2）を引き上げる。

- ※ 阪神・淡路大震災の際は、8 / 10 に引上げ

5 と畜場の災害復旧に関する補助

災害地域におけると畜場の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2）を引き上げる。

- ※ 阪神・淡路大震災の際は、2 / 3 に引上げ

6 社会福祉施設等の災害復旧に関する補助（一部新）

災害地域における社会福祉施設等の災害復旧に係る補助率（現行 1 / 2 又は 1 / 3）を引き上げる。

- ※ 阪神・淡路大震災の際は、2 / 3 に引上げ

Ⅱ 医療保険関係

1 標準報酬の改定の特例

災害地域における事業所の健康保険及び船員保険の標準報酬について、被災により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、賃金に変動の生じた月からの改定ができることとする。(健康保険法、船員保険法)

2 入院時食事療養費等の額の特例

健康保険等の保険者は、一部負担金の免除を行った者について、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び特別療養費に係る自己負担額を免除する。(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法)

※ 一部負担金の免除については、現行法で対応可能。

3 保険料の免除の特例

健康保険等の保険者は、災害地域における健康保険及び船員保険の保険料を免除することができることとする。(健康保険法、船員保険法)

※ 国民健康保険法、高齢者医療確保法については、現行法で対応可能。

Ⅲ 介護保険・障害者自立支援関係

1 介護保険被保険者の利用者負担額等の特例(新)

被災した介護保険被保険者について、利用者負担額を市町村が免除する。併せて、被災した介護保険被保険者の介護保険施設等の食費・居住費を減免する。(介護保険法)

※ 保険料の免除については、現行法で対応可能。

2 障害者支援施設等の利用者負担額等の特例(新)

被災地における、障害者自立支援法に規定する障害者支援施設、児童福祉法に規定する知的障害児施設の入所者について、利用者負担額を市町村が免除する。併せて、被災した障害者支援施設等に係る食費・光熱水費を減免する。(障害者自立支援法、児童福祉法)

IV 労働保険関係

1 雇用保険の基本手当に係る個別延長給付の特例（新）

被災地域の事業所の労働者が、震災によって離職を余儀なくされた場合に、雇用保険の基本手当の支給終了後、現行の個別延長給付（60日）に加えて、更に、60日分の個別延長給付を支給する。（雇用保険法）

2 労働保険料の免除（新）

被災地域の事業所において、当該事業所の労働者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じているなど甚大な被害を被っている場合、労働保険料等を免除することができることとする。（労働保険徴収法、石綿救済法）

V 年金保険関係

1 標準報酬の改定の特例

災害地域における事業所の厚生年金保険の標準報酬について、被災により事業が影響を受け、賃金に著しい変動があった場合、賃金に変動の生じた月からの改定ができることとする。（厚生年金保険法）

2 保険料の免除の特例

災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。（厚生年金保険法）

※ 国民年金法については、現行法で対応可能。

3 厚生年金基金の掛金等の免除の特例

厚生年金基金は、2の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金の掛金又は徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとする。（厚生年金保険法）

4 遺族基礎年金等の支給事由の特例（新）

東日本大震災によって行方不明となった者について、遺族基礎年金など死亡を支給事由とする給付等を速やかに支給するための措置を講ずる。（国民年金法、厚生年金保険法、確定給付企業年金法、確定拠出年金法、中小企業退職金共済法、労働者災害補償保険法、石綿救済法、船員保険法、戦傷病者戦没者遺族等援護法）

※ 現行では、行方不明者については、民法の規定により1年後に失踪宣告が行われるまで死亡が確定せず、遺族基礎年金等も給付されない。

5 老齡基礎年金等の裁定請求の特例（新）

「特別支給の老齡厚生年金」の受給者であって被災区域に居住する者が、被災後に65歳に達する場合には、65歳に達した日に、老齡基礎年金・老齡厚生年金の裁定請求を行ったものとして、引き続いて年金を支給することとするもの。（国民年金法、厚生年金保険法）

6 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

保険者は、災害地域における、子ども手当法により適用される場合の児童手当の事業主拠出金を免除することができることとする。（子ども手当法で適用される児童手当法）